

平成 24 年度の主要事業

I 学校教育の充実

1 公立小中学校の学級編制及び教職員数（義務教育課）

平成 24 年 5 月 1 日における県下公立小中学校の児童・生徒数は小学校で 118,231 人、中学校は 61,330 人で、前年度に比較して小学校は 2,338 人の減、中学校は 398 人の減となっている。

また、学級数は、小学校が 5,176 学級で前年度に比較して 60 学級の減となり、中学校は 2,322 学級で 90 学級の増となっている。

教職員数は、12,971 人で前年度に比較して 119 人の減となった。

2 活用方法選択型教員配置事業(選択型こまやか教育プラン)（義務教育課）

(1) 少人数学習集団編成事業

基礎学力の向上と一人ひとりの児童生徒の個性伸長を図るため、学級とは異なる「学習集団」を編成し、少人数授業を行った。

（教員配置の実績） 小学校 183 校（算数） 中学校 149 校（数学・英語）

(2) 学習習慣形成支援事業

児童一人ひとりの学習習慣、生活習慣の定着を図るため、1 学級あたりの児童数が 30 人を超える学級に非常勤講師を配置した。

小学校（1・2 学年） 133 校

(3) 小学校 30 人規模学級編制事業

児童一人ひとりの基礎学力の向上を図るため、1 学級あたりの児童数が 35 人を超える学校に学級担任を配置し、きめ細やかな学習指導を行った。

小学校（2～6 学年） 174 校 334 学級

(4) 中学校 1・2 学年 30 人規模学級編制事業

中学校 1・2 学年において、国基準（40 人）による平均生徒数が 35 人を超える場合、少人数学習集団編成事業との選択で、2 年生へは 24 年度より導入した。

中学校（1 学年） 66 校 中学校（2 学年） 69 校

(5) 不登校等児童生徒支援

不登校などの課題を抱える児童生徒に対する適応指導・支援を行った。

中学校 80 校

(6) その他教育課題対応

各学校の教育課題解決のため、学年副担任、T T 指導、発達障害児等の指導・支援等として配置した。

小学校 5 校

3 公立小中学校の施設整備（義務教育課）

市町村立小中学校の施設整備事業について、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金の交付事務を行った。

平成 24 年度の公立学校施設整備に係る国の当初予算は、前年度より増の 1,246 億円となり、その後、一般会計予備費 149 億円、特別会計予備費 581 億円、第一次補正予算 1,884 億円が措置された。

県内市町村立小中学校の施設整備は、当初予算 15 市町村 38 校、一般会計予備費 8 市町村 16 校、特別会計予備費 4 市町村 7 校、第一次補正予算 26 市町村 95 校において、平成 25 年度以降の前倒しを含む、県内の市町村等が申請した事業は、すべて採択された。（42 市町村 237 校）

4 公立高等学校の生徒募集定員（高校教育課）

平成 25 年度の公立高等学校全日制募集定員は、前年度より 120 人減の 16,240 人であった。定時制については、昨年度と同じ 29 学級を募集予定学級数とした。

5 高等学校施設、設備の整備（高校教育課）

(1) 施設

高等学校再編施設整備 7 校、老朽危険校舎改築 1 校、体育施設建設 2 校、体育施設等改修 2 校、延べ 12 校で校舎の建設等を行った。

(2) 設備

産業教育設備 13 校、理科教育設備 44 校、定時制設備 1 校を整備した。

6 県立高等学校入学者選抜方法の改善（高校教育課）

自己推薦型の前期選抜は、学力検査以外の多様な評価の尺度により入学者を選抜するという趣旨で導入され、制度としては安定してきており一定の成果も得られている。その一方で、その不合格者の多さや選抜基準の不明確さ、前期選抜合格者の学力実態把握の問題と学力低下の懸念など、様々な課題を指摘されてきた。平成 23 年度入学者選抜から「前期選抜の実施を各高等学校の判断に委ねる」ことを柱とする改革の方向性が決定され、全日制 28 校の普通科と定時制 2 校（工業科と商業科）で前期選抜を実施しないことが決定された。引き続き前期選抜を実施する学校においては、選抜方法の改善を図り、その内容について、受検生や保護者等に周知を図るようにした。

平成 25 年度入学者選抜では、公立高校全日製の前期選抜の受検倍率が 1.62 倍と前年度の 1.62 倍と、不合格者数も 2,651 名で、前年度の 2,636 名と大きな差はなかった。後期選抜の倍率は、全日制 1.09 倍、定時制 1.12 倍であり、定時制はやや減少した。

7 高等学校再編整備事業（高校教育課）

平成 21 年 6 月に策定した「第 1 期長野県高等学校再編計画」に基づき、高校再編を進めてきた。

中高一貫校に関わっては、東北信における併設型中高一貫校である屋代高等学校附属中学校が 4 月に開校した。また、中南信における併設型中高一貫校である諏訪清陵高等学校附属中学校の開校を平成 26 年 4 月に控え、中学生棟の建設に着手した。

高校再編に関わっては、飯田 O I D E 長姫高等学校の開校を平成 25 年度 4 月に控え、工業科棟のしゅん工をはじめ開校準備を進めた。飯山 2 次統合校については、平成 26 年 4 月の 2 次統合に向けて、混合教室棟建設工事が進行中であり、施設整備及び教育内容等について、統合準備委員会で協議を重ね、着実に準備を進めてきた。また、平成 22 年度に実施計画を決定した須坂・佐久・大町 3 地区の高校再編については、開校に向けて施設整備及び教育内容等について、新校準備委員会や地域懇話会で協議をし、具体的な準備を進めてきた。

さらに、現行再編計画の成果や課題を把握し、より一層魅力ある学校づくりの推進を図るため、中間まとめを行い、平成 25 年 3 月に「第 1 期長野県高等学校再編計画まとめと課題の整理（中間まとめ）」を公表した。

8 公募・他県交流（高校教育課）

他県での多様な指導方法や学校運営体制等を体験することによって、教員としての資質向上を図るとともに、長野県教育に清新な気風を導入することを目的として平成 17 年度から始めた山梨県との人事交流は平成 24 年度で 8 年目を迎え、本県・山梨県、双方から、2 年の期限で毎年 1 名ずつの派遣を行う形が定着した。

また校長が自校の目指す学校創造と学校運営の充実を推進することを目的として、自校の課題を公表し、その課題に積極的に挑戦しようとする教員を公募し、適材適所の人事異動を図る公募制度も同じく 8 年目を迎えた。実施校は 20 校で、異動者は 7 人から 6 人に減少した。成果を検証しつつ、発展拡充を図っていく必要がある。

9 特別支援教育の充実（特別支援教育課）

特別支援学校における教育課程・指導等の充実や施設・設備の整備などを実施した。

- (1) 平成 24 年度の特別支援学校在籍児童生徒数は 2,518 人で前年度と比較して 51 人増加し、学級数は 743 で 8 学級増加した。教員については、自立活動を担当する教員など 36 名を増員し、児童生徒一人一人の障害や発達の状況等に応じた教育の推進を図った。
- (2) 特別支援学校の施設設備については、松本盲学校等で計画配備を行ったほか、「長野地区特別支援学校再編整備計画」に基づく長野ろう学校改築を実施した。
- (3) 特別支援学校の児童生徒の卒業後の自立を促すとともに、地域での社会参加を進めるため、7 人の就労サポーターを知的障害校に配置するなどして、適切な進路指導や現場での

実習等の充実を図った。

- (4) 障害のある子どもが地域で学ぶ「地域化」を推進するため、本年度、伊那養護学校高等部分教室（上伊那農業高校）を開設した。
- (5) 小中学校や高等学校において増加している発達障害のある児童生徒を総合的に支援するため、15人の発達障害支援専門員を配置し、地域の組織や人材を活用した小中学校における支援体制の構築や、高等学校における教育相談支援を実施するとともに、各校の要請に応じて指導主事等を派遣する発達障害支援力アップ出前研修などを実施した。
- (6) 今後の長野県の特別支援教育のあり方について、平成24年9月に長野県特別支援教育連携協議会から提出された報告書に基づいた「長野県特別支援教育推進計画」を策定した。

10 私学教育の振興（総務部情報公開・私学課）

(1) 私立学校審議会

私立学校の設置・廃止、学校法人の設立・解散などについて審議するため、私立学校審議会を開催した。

(2) 公私立高等学校連絡協議会

公立高等学校及び私立高等学校の連携を図り、適正な募集定員を定めるため、公私立高等学校連絡協議会を開催した。

(3) 私立学校等の振興

保護者負担の軽減及び私学教育の振興を図るため、学校法人の経常費補助、私立高等学校授業料等軽減事業補助、私立学校等就学支援事業交付金（高等学校等就学支援金）の交付などを実施した。

(4) 学校法人等の指導、監督

私立学校運営等に関する助言・指導、学校法人現地調査を行い指導、監督に努め、適正な学校運営の確保を図った。

11 学校教育の指導充実（教学指導課）

- (1) 学習指導要領の趣旨を生かし、一人ひとりの個性や能力を伸長するとともに、創造性豊かな人格を形成するため、児童生徒が、ゆとりをもち生き生きと活動し、意欲的・主体的な学習ができるよう、教育課程の改善指導を進めた。

また、新学習指導要領の要点についての周知を図った。

- ① 新学習指導要領の要点についての周知を図るために新学習指導要領の着実な実施に向けて作成した「長野県小・中学校教育課程学習指導手引書」の活用を図った。
- ② 各郡市の教育課程研究協議会及び指導主事の学校訪問等の機会を捉え、新学習指導要領の要点についての説明を行った。

- (2) 各学校が自ら行う自己評価、保護者などにより構成される評価委員会等が行う学校関

係者評価が着実に推進され、学校運営の改善につながるよう、文部科学省作成の「学校評価ガイドライン〔改訂〕」をもとに、県下 16 地区の教頭会の中で学校評価研修会を実施した。また、例年どおり高等学校においては、中間評価を実施している。

- (3) 教育の機会均等の確保充実が図られるよう、特別支援教育、幼児教育、へき地教育、帰国・外国籍児童生徒教育、人権教育、高校定時制・通信制教育、キャリア教育の充実強化を進めた。

12 魅力ある高校づくりの推進（教学指導課）

昭和 63 年度から平成 5 年度まで実施の「特色ある高校づくり推進事業」は、平成 6 年度から「個性ある高校づくり推進事業」として実施され、平成 19 年度から「魅力ある高等学校づくり事業」として諸事業を継続してきた。

この事業は、すべての生徒に、基礎的・基本的な内容の定着と一人ひとりの個性を生かす教育を推進するため、学校の個性化と教育課程の弾力化を図るものである。

(1) 個性ある教育課程づくり事業

- ① コース・類型・選択制の導入と拡充
- ② 学校間連携による単位認定
- ③ 個別学習
- ④ 教育課程研究委員会による調査研究

13 学力向上の推進（教学指導課）

多様化した生徒の実態を踏まえ、学力調査等を基に、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲が向上するよう、教員の指導力向上のための事業に取り組んだ。

(1) 高等学校における学習指導・進路指導の充実

- ① 進学対策集中講座
- ② 大学入試問題の活用
- ③ 学習合宿
- ④ 進路情報の活用
- ⑤ 進路指導書籍の充実
- ⑥ 「伸びる力」養成講座
- ⑦ 高・大連携の推進
- ⑧ 「ずく出せ修行」就業体験による就業体験活動の実施

(2) 進路指導等研究協議会

進路指導主事が、一堂に会して進路指導やキャリア教育のあり方について研究協議し、各校の実践の改善充実に役立てた。

(3) 「未来を拓く学力」の向上推進事業

① 教員の指導力向上研修

- ア 組織マネジメント研修の実施
- イ 全国学力・学習状況調査分析研修の実施
- ウ 授業スキル向上研修の実施
- エ 家庭学習の充実研修の実施

② 学力向上のためのPDCAサイクルづくり支援事業

児童生徒の学力向上をめざして、各校が指導改善に取り組む上で参考となる情報を提供するを通して、学力向上のためのPDCAサイクルの確立を支援した。

- ア 小学校5年と中学校2年を対象としたP調査（4月）・C調査（11月）の実施
- イ 学力向上担当ミーティング（6月・1月）研究主任、教科主任等対象

③ クリア問題・チャレンジ問題の作成・活用

④ 理数教育充実支援

- ア 小学校理科の観察・実験出前講習会の実施（小学校教員対象）
- イ 一流講師に学ぶ理科の実験実技講習会の実施（中学校教員対象）
- ウ 一流講師に学ぶこれからの科学教育の実施（高校生対象）

⑤ 学力向上推進チームによる検討、情報提供ほか

- ア 校長・教頭対象に長野県学力向上推進情報「わかる できる のびる 信州っ子」を発行した。
- イ 学力向上推進プランによる目標達成型学校経営の推進を図った。
- ウ 中学校区単位の小中連携を基盤とした学力向上の情報提供を図った。

14 時代の変化に応じた教育の推進（教学指導課）

(1) 国際理解教育推進事業

① 外国語指導助手の配置

英語の「コミュニケーション能力」（学習指導要領）の育成を促進し、あわせて国際理解教育を推進するために、高等学校等に外国語指導助手 43 名を配置し、英語の授業、課外活動等の充実を図った。

② 小学校における国際理解活動

外国語活動を通して、児童の国際感覚や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をするため、指導主事による学校訪問支援や教育課程研究協議会での研修、総合教育センター等での研修を行い、教員の指導力向上のための取組を推進した。

③ 外国籍等児童生徒指導研修事業

指導に携わる教員を対象とした研修会を開催し、外国籍等児童生徒に対する適切な指導の推進を図った。

(2) キャリア教育の推進

高校生の勤労観・職業観を養うとともに、目的意識を持ち将来を見通した生活のできる生徒の育成を目指し、「ずく出せ修行」就業体験事業や「未来塾ながの」を実施し、キャリア教育を推進した。また、子どもたちの精神的・社会的な自立の遅れや、厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、小中高におけるキャリア教育の更なる充実を図るため、平成 23 年度に策定した「長野県キャリア教育ガイドライン」に基づいてキャリア教育を推進した。

(3) 情報教育の充実

情報化社会の進展に対応した情報教育の普及・充実の必要性が一層高まっている中で、高校へのコンピュータ導入・更新を行い、総合教育センターにおいて「情報モラル」教育の推進、ICTを活用した「分かる授業の実現」、ICTを利用して校務などを軽減する「学校運営の改善」を目指した研修を実施し、情報教育の充実やICT活用の推進を図った。

(4) 理科教育の振興

小学校 5～6 年生の「理科」授業の充実及び科学技術やものづくり等に対する児童の興味・関心を高めることを目指し、観察・実験の支援や準備・片付け等を補助する理科支援員を配置して、科学教育の推進を図った。

(5) 理数学力の伸長

県内 SSH 指定校・理数科設置校及び大学が連携し、県内高校生の理数学力を伸長するための「信州サイエンスキャンプ事業推進委員会」を設置し、信州サイエンスキャンプ事業を行った。また、医学部進学を目指す高校生が合同合宿などを通じて切磋琢磨することで受験学力を向上させるとともに進路意識の高揚を図るための「信州赤ひげ塾」を実施した。

15 生徒指導の充実（教学指導課心の支援室）

(1) 生徒指導総合対策会議

大学教授等の委員 12 人をもって構成し、児童生徒の生徒指導上の課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行った。

また、指導資料「ユビキタス@nagano（ケータイ・インターネット問題対応資料）」指導用リーフレット「生徒指導を進めるにあたって」（小学校・中学校・高等学校版）を作成し各学校に配布し、生徒指導の充実を図った。

(2) 長野県不登校対策検討委員会

平成 22 年 3 月に策定した「不登校対策の行動指針（改訂版）」を作成し、児童生徒の不登校の課題解決に向けて、市町村及び県の施策の方向性を示した。

(3) スクールカウンセラー等の配置

臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを、中学校 186 校に配置するとともに小

学校や高等学校へ派遣し、児童生徒・保護者へのカウンセリングや教職員等への助言・援助を行った。

また、不登校及び不登校傾向の児童の適応指導を行うため、子どもと親の相談員を小学校 30 校に配置し、学級担任等と連携して家庭訪問や登校援助及び相談にあたった。

(4) スクールソーシャルワーカー(S S W)の配置

教育事務所(北信・東信・中信・南信及び飯田事務所)に配置したスクールソーシャルワーカーが、不登校等、多様な課題を抱える児童生徒や保護者に対して、社会福祉等の専門的な知識や技術を活用し、環境改善の視点から関係機関と連携を図りながら支援を実施した。

(5) 教育相談員の配置と 24 時間いじめ電話相談の実施

総合教育センターに教育相談員を配置し、電話での教育相談および来所相談に応じた。また、「児童生徒のいじめ電話相談」を 24 時間体制で実施した。

(6) 生徒指導研修の充実

総合教育センターにおいて、10 年研・5 年研の生徒指導力向上研修や生徒指導に関する希望研修講座を開設し、生徒指導の力量向上を図った。また、校長・教頭研修において生徒指導に係る研修を実施した。

(7) 「笑顔で登校」支援事業

子どもたちが笑顔で登校できるようにする市町村教育委員会の計画する不登校対策で、効果的あるいはモデル的な事業に対して補助した。平成 24 年度は、①地域内連携を強化して子どもたちへの支援の充実を図る事業 ②家庭への支援の充実を図る事業 ③不登校の未然防止のための学校力の向上を図る事業 ④民間施設との連携に係る 28 市町村が計画した 43 事業に補助した。

(8) 不登校児童生徒地域支援チーム整備事業

不登校の実態や学校現場の抱える課題を迅速に把握し、問題解決に向けた指導助言を行うため教育事務所に設置し、市町村教育委員会・学校・家庭・民間を含む関係機関と連携して、支援の充実や不登校の児童生徒の環境改善を行った。

また、年 2 回の全県研修会や各教育事務所ごとの地区推進会議を実施し、不登校対策に関わる研修を行った。

16 教職員研修の充実等(教学指導課)

本県教育の現状と課題をふまえ、教職員としての資質向上と使命感の高揚を図り、学校教育の振興に寄与するため、総合教育センターを中心に研修の充実を図ってきた。

(1) 校内研修の改善・充実への支援

- ① 教材研究の徹底による基礎的・基本的内容の明確化
- ② 指導の見直し・子ども生徒理解に基づく日常授業の工夫・改善

- ③ 相互に授業を見合い、指導の改善を図る研修体制の確立
- (2) 総合教育センター研修の改善充実
 - ① 経験や職責に応じた系統的な研修の充実
 - ② 多彩な外部講師による視野の拡大を図る講座の充実
 - ③ 新たな教育課程や課題に対応する参加型・体験型の講座の充実
- (3) 義務校長研修会、義務教頭研究協議会、小中連携による学力向上地域推進事業等の各種研修会の充実
- (4) 初任者研修事業

新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的に研修を実施した。
- (5) 10年経験者研修事業

在職期間 10年目を迎えた教員に対して、個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上を図った。
- (6) 臨時的任用教員研修事業

臨時的任用教員に対して、教職員としての姿勢・心構え・授業づくり・学級づくり等の基礎・基本を学ぶ研修を実施した。

II 生涯学習の振興

1 生涯学習の推進（文化財・生涯学習課）

- (1) 「生涯学習審議会」を栄村で開催。平成 21 年 10 月の審議会答申「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について」を踏まえて具体化されている施策等について現地視察を行い、県の生涯学習振興のあり方について審議した。
- (2) 県生涯学習推進センターにおいて、市町村等と連携を図りながら、生涯学習に関する情報を収集し、インターネット上で提供するとともに、指導者の養成、生涯学習に関する社会的課題等の研究開発などを行った。
- (3) 県立長野図書館では、県民の自主的な学習機会を支援し、県民のニーズを踏まえた図書館サービスを実施することにより、生涯学習の振興を図った。
- (4) 子どもが読書に親しむ機会の提供と子どもの読書環境の整備・充実、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進、子ども読書活動に関する理解と関心の普及の3点を基本方針とした「第2次長野県子ども読書活動推進計画」を推進するため、普及啓発のための広報や県立長野図書館において「おはなしフェスティバル」を実施した。

2 社会教育の振興（文化財・生涯学習課）

- (1) 「社会教育関係事業」、「社会教育の推進と地域コミュニティの再生」等について意見・助言をいただくため、「社会教育委員会議」を開催した。
- (2) P T A、青少年団体活動の振興を図るため、指導者養成事業を行った。
- (3) 男女共同参画社会の醸成、教育・学習の充実、学習活動や地域活動の推進を図るため、「男女共同参画フォーラム」を実施した。
- (4) 社会教育主事等の専門職員の養成を図った。

3 家庭・地域の教育力の向上（文化財・生涯学習課）

(1) 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちが安全で健やかに過ごすことができる活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室の実施を推進した。

また、放課後子どもプラン・地域学校サポート推進委員会の開催をはじめ、先進的な事例の情報提供、安全管理方策の検討や職員研修会の開催などにより、市町村が円滑に事業を実施できるよう支援した。

(2) 地域で支える学校サポート事業

地域ぐるみで学校教育活動を支援するボランティア体制づくりを推進し、学校・家庭・地域の連携の強化を図るとともに地域住民自らの知識や経験を生かせる場、子どもと地域の交流拠点としての学校づくりを推進した。

4 学校教育との連携（文化財・生涯学習課）

少年自然の家を利用して不登校等の児童生徒を含めた異年齢の小中学生を対象に、「ふれあい自然体験キャンプ」を実施し、子どもたちの自主性、社会性等「生きる力」の育成を図るとともに、不登校等の児童生徒の学校生活への適応や復帰を支援した。

III 青少年の健全育成

1 青少年の健全育成（次世代サポート課）(文化財・生涯学習課)

- (1) 企画部次世代サポート課に子ども・若者相談員を配置し、子ども・若者に関する相談等を行った。
- (2) 中学生による意見発表を通じて、青少年の意識の啓発と青少年健全育成についての県民意識の高揚を図るため、少年の主張長野県大会を開催した。
- (3) 県民総ぐるみの青少年健全育成運動の普及促進を図るとともに、青少年によりよい環境づくりを促進するため、市町村、団体、業界、ボランティア等と連携を図りながら有害環境のチェック活動等を行った。

- (4) 「ひまわりっ子育成県民運動」の推進を図るため、強調月間を設け、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を実施した。
- (5) 青少年健全育成運動の推進母体である長野県青少年育成県民会議の事業に対し、支援を行った。
- (6) メディア上の有害環境から青少年を守るため、「親子で学ぶセーフネット講座」を県下 26 か所、「大人が学ぶセーフネット講座」を県下 12 か所で実施したほか、「青少年育成指導者研修会」を開催した。
- (7) 自然体験、共同宿泊訓練を通じて青少年の豊かな人間性を育てるため、指定管理者による質の高いサービスの提供と効率的な青年の家、少年自然の家の施設運営を行った。

IV 芸術文化の振興及び文化財の保護

1 芸術文化の振興（教学指導課）

- (1) 学校巡回劇場を開催し、優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供した。
- (2) 高等学校芸術文化鑑賞事業の実施、高校芸術フェスティバルへの助成等により高校生の文化活動の推進を図った。

2 文化財の保護（文化財・生涯学習課）

- (1) 文化財の保護に関して総合的な推進を図るため、文化財保護審議会の開催及び調査・研究等を実施した。
- (2) 文化財を保存しその活用を図るための調査及び管理指導を行うとともに、研修会の開催等により文化財保護の推進及び普及啓発を図った。
- (3) 指定文化財等に係る管理、修理、復旧、保存及び活用のための事業補助を実施した。
- (4) 埋蔵文化財保護と開発事業の調整を図るため、開発事業者等と保護協議を実施した。
- (5) 特別天然記念物カモシカの保護対策を図るため、保護地域における生息環境を把握するための調査等を実施した。
- (6) 大規模開発等が予定される地域の遺跡詳細分布調査を実施した。
- (7) 古式銃砲及び美術刀剣類の保護活用を図るため、登録審査会及び美術刀剣保存講習会を開催した。
- (8) 歴史学習活動の拠点となる県立歴史館において、収集・保存した歴史資料等を広く県民の利用に供することにより、文化の振興を図った。

V 学校保健・安全の充実と食育の推進並びに体育スポーツの振興

1 保健教育及び安全教育の充実（保健厚生課）

保健教育及び安全教育の充実を図るため、関係職員の研修会、各種研究協議会等を開催するとともに、健康推進学校等の表彰を行い、意識の高揚を図った。

また、学校における防災教育を一層充実し、児童・生徒の防災意識の向上を図るため「学校における防災教育の手引き」を作成した。

2 児童・生徒の健康管理の充実（保健厚生課）

児童・生徒の疾病異常の早期発見・早期治療と予防について指導するとともに、県立学校の児童・生徒に対し健康診断を実施し、健康管理の充実を図った。

3 教職員の健康管理の充実（保健厚生課）

(1) 教職員の定期健康診断を実施したほか、教育委員会職員安全衛生委員会を開催し、教職員の安全の確保及び健康の保持増進を図った。また、衛生管理者・衛生推進者等研修会を開催し、所属所安全衛生委員会の活性化等、安全衛生管理体制の充実を図った。

(2) 教職員の心の健康の保持増進を図るため、管理監督者及び年代別のメンタルヘルス研修会を実施した。また、精神神経系疾患休職者等の職務能力の回復と円滑な職場復帰を図るため、教職員健康審査会の判定を経て職場復帰訓練を実施した。

更に、学校現場におけるメンタルヘルスの取り組みを支援するため、管理監督者メンタルヘルス相談事業を実施した。

4 食育の推進（保健厚生課）

学校における食に関する指導を一層推進するため、栄養教諭を小学校 34 校、中学校 26 校、特別支援学校 3 校に配置するとともに、学校における食育の重要性や具体的な指導方法に対する教職員等の理解を更に深めるための研修会を開催した。

5 学校給食の安全・安心の確保（保健厚生課）

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質について、学校給食に対する保護者等の不安を解消するため、市町村等と連携して必要な検査を実施し、速やかに検査結果を公表することにより、安全の再確認と学校給食に対する理解や安心を図った。

6 学校体育・スポーツの振興（スポーツ課）

(1) 小・中・特別支援学校及び高校の体育・保健体育担当教員の学習指導、運動部活動等についての指導方法改善のための講習会及び研修会を開催した。また、授業における実技指導協力者及び運動部活動指導者の派遣事業を実施した。

(2) 児童生徒の体力向上を図るため、各種研究協議会、体力・運動能力実態調査、小学校低学年の子どもの運動遊び講習会、運動習慣へのきっかけづくりとなるホームページ上の競技会、長野県版運動プログラムの開発とDVD化による啓発等を行った。

7 生涯スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 各教育事務所及び広域スポーツセンター、(公財)長野県体育協会と連携して、総合型地域スポーツクラブの育成・活動・定着支援を図った。
- (2) 県民に、スポーツ・レクリエーションを普及推進するために、県民スポーツフェスティバルを開催した。
- (3) 体育・スポーツ指導者等の養成と資質向上を図るため、体育センター及び教育事務所において講習会等を開催したほか、スポーツ指導者養成のための助成を行った。
- (4) 県民の体力向上とスポーツの振興を図り、明るい県民生活を築くため、運動施設等の整備事業を促進した。

8 競技スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 本県競技者の育成強化を図るため、関係団体に対して助成し、競技力の向上を図った。
また、ジュニア選手の競技力向上を図るため、ジュニア競技力向上事業（重点強化校等特別強化）を実施した。
- (2) 長野オリンピックの遺産である人的・物的・環境資源を最大限に活用し、体力・運動能力が特に優れた子どもたちを早期に見出し、競技団体や関係団体と連携を図りながら、世界で活躍する競技者に育成するためのSWANプロジェクトの4期生を選考し、育成をおこなった。
- (3) 長野県冬季競技振興基金を活用し、各種国際競技大会等の開催やオリンピック施設を利用した選手強化を支援した。

VI 人権教育の推進

1 学校人権教育（教学指導課心の支援室）

- (1) 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」、「長野県人権政策推進基本方針」、「人権教育推進プラン」及び昨年度作成した「人権教育指導資料集」の周知を図った。
- (2) 地域の人権課題を中心に据えた取組をまとめた人権教育リーフレット「いまここから自分から」を作成した。
- (3) 学校における人権教育の推進を図るため、各学校の教職員対象に学校人権教育研修会を開催した。
- (4) 小、中、高の一貫した人権教育の推進を図るため、県内の各ブロック毎に、学校人権教育連絡協議会を開催した。（春期・秋期）

なお、効果的な研修の取組として、平成22年度より、学校人権教育研修会と春期の学校人権教育連絡協議会の内容を1日の日程に集約し、各教育事務所単位に実施している。

- (5) 同和教育の取組の中で積み上げられてきた成果を引継ぐとともに、新たな指導方法を効果的に学ぶための研修の場として、学校人権教育ファシリテーター研修会を開催した。
- (6) 学校の人権教育を推進するため、小・中・高校生からポスター・作文を募集し優秀作品を表彰した。

2 社会人権教育（教学指導課心の支援室）

- (1) 人権教育の推進上の課題及び実践的な取組について研究協議するために、社会人権教育研究協議会を開催した。
- (2) 地域やコミュニティーにおける人権教育や人権啓発をコーディネートする地域リーダーを養成し、地域ぐるみの人権教育を推進するため、人権教育リーダー養成講座を3会場で開設するとともに、市町村教育委員会関係者、学校関係者、社会教育団体関係者、企業内人権教育関係者等を対象に長野県人権教育リーダー研修会を2会場で実施した。
- (3) あらゆる人権問題に対する住民の理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、すべての人の基本的人権を尊重していくために、市町村が行う人権教育に関する学習活動に対し人権教育促進事業補助金として助成した。
- (4) 企業や NPO 法人等の各種団体・組織・地域コミュニティーにおける社会人権教育の一層の推進を図るため、「人権つうしん」を年2回作成した。
- (5) 人権問題に取り組む個人や団体と県民や行政が相互に連携しながら地域ぐるみの人権教育を推進するため、「長野県地域人権ネット」を県ホームページに掲載した。

VII 困難を抱える子ども・若者への支援

1 困難を抱える子ども・若者への支援（次世代サポート課）

- (1) 困難を抱える子ども・若者を総合的に支援するための「長野県次世代サポートプラン」を策定した。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するために、「長野県東信子ども・若者サポートネット（長野県東信子ども・若者支援地域協議会）」を、モデル的に東信地域へ設置した。